

個 情 第 号
令和 7 年 月 日

内閣総理大臣 高 市 早 苗 殿
文部科学大臣 松 本 洋 平 殿
厚生労働大臣 上 野 賢一郎 殿
経済産業大臣 赤 澤 亮 正 殿

個人情報保護委員会
委員長 手 塚 悟
(公 印 省 略)

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療
情報に関する法律に基づく主務省令の変更について（回答）

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成 29 年法律第 28 号）第 63 条第 3 項の規定に基づき、「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律に基づく主務省令の変更について（協議）」（令和 7 年 11 月 20 日付け府医事第 169 号、7 文科振第 748 号、厚生労働省発産情 1120 第 1 号及び 20251112 商第 1 号）をもって協議のあった件について、個人情報保護委員会において主務省令の変更について異存ない旨了承されたので、通知します。